

障害者自立支援法の見直しを求める意見書

昨年4月より「障害者自立支援法」が施行されたが、障害者福祉・医療にかかる「応益負担」の導入は、通所や介護等の必要なサービスを減らす、生活費を削るなど、障害者の生活に予想以上の深刻な影響を及ぼしている。

また、障害者の地域生活を支えてきたホームヘルプ事業所やグループホーム、通所施設なども大幅な減収等で経営困難な状況に陥っており、法に明記されている3年後の見直しまでにサービス利用や生活が継続できなくなる恐れがある。

国によって行われた負担軽減の拡充や施設等の減収に対する一定の見直しも、3年間の期限付きであることや、応益負担そのものの仕組みは継続されていることなど問題がある。

よって、国におかれては、下記の事項を早急を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 福祉・医療サービスの利用に対する「定率（応益）負担」を見直すこと。とりわけ、住民税非課税世帯からの利用料徴収は早急に見直すこと。
- 2 国は責任をもって障害者の実態やニーズ把握を行い、自治体が支給決定したサービスや地域生活支援事業に対して財源保障をすること。
- 3 障害者が地域で人間らしく生きていけるように、支援・サービスの社会基盤整備について拡充策を進めること。
- 4 「障害の定義」を見直し、難病や高次脳機能障害を法制度の対象にすること。
- 5 障害者が地域社会の中で、個人として尊重され、かつ安心して暮らせるように、年金のあり方を見直し、整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月23日

平 塚 市 議 会